

別紙

理事会決議事項 (理事会規程第3条1項)

最終改定日：令和5年1月18日

1. 理事会は、業務執行のために次の事項を決議する。

- (1) 代表理事会長の選定と解職（法90条2項3号・3項）
- (2) 副会長の選定と解職（定款29条3項）
- (3) 社員総会の決議事項を除く業務執行に関する意思決定（法90条2項1号）
- (4) 職務執行の監督（法90条2項2号）
- (5) 社員総会への付議事項
- (6) 事業計画及び収支予算に関する事項の承認
- (7) 事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認（法124条）
- (8) 理事の競業および利益相反取引の承認（法第84条・第92条・第197条）
- (9) 社員総会の決定に従って行う基金の返還の手続き（定款7条）
- (10) 中長期、短期の重要な方針（定款30条）
- (11) 重要な規則・細則の判定、改廃（定款30条）
理事会規程、Vリーグ運営規則、Vリーグ参加チーム登録規程、その他の規程のうち重要と理事会が認めた事項）
- (12) 基本的な運営組織の新設、改廃
- (13) 年会費、分担金の改訂
- (14) 金500万円以上の財産の処分及び譲り受け（法90条4項1号）
- (15) 金500万円以上の借財、資金の貸付、出資及び債務保証（法90条4項2号）
- (16) 債権放棄
- (17) 重要な会計方針の変更
- (18) 事務局長など重要な使用人の選任及び解任（法90条4項3号）
- (19) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法90条4項4号）
- (20) Vリーグの重要な運営の改訂（開催時期、対戦、回数など）
- (21) 社員総会で理事会に決定を委任された事項
- (22) 運営会議の委員の選任（運営会議規程第3条第2項）
- (23) 運営会議に委任すべき事項
- (24) 公衆送信権および送信可能化権に関する事項（規約第75条）
- (25) オフィシャルスポンサーシップに関する事項（規約第76条）
- (26) 商標権および商品化権に関する事項（商標権および商品化権に関する管理・運用規程第7条）
- (27) 映像制作および二次利用に関する事項

- (28) デジタルプラットフォームに関する事項
- (29) ディビジョン編成に関する事項 (規約第 16 条)
- (30) ホームタウンの承認に関する事項 (規約第 14 条第 2 項)
- (31) 公式試合の認定に関する事項 (規約第 17 条第 1 項第 2 号)
- (32) 直轄大会の主管権の委譲・譲渡に関する事項 (規約第 22 条第 3 項)
- (33) 競技規則特別ルールに関する事項 (規約第 25 条第 2 項)
- (34) Vリーグ開催期間に関する事項 (規約第 31 条)
- (35) 競技日程・競技組合せに関する事項 (規約第 32 条第 1 項)
- (36) 開催主管権の譲渡金に関する事項 (規約第 40 条)
- (37) 競技場の例外に関する事項 (規約第 30 条)
- (38) 有料試合に関する事項 (規約第 45 条)
- (39) 国外チームとの試合に関する事項 (規約第 46 条)
- (40) 訴訟の提訴、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他
- (41) その他理事会が必要と認めた事項

2. 次の事項は、社員総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。

- (1) 正社員の入会、除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書 (正味財産増減計画書) の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) 役員 (理事および監事) の任期の変更
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

<改定履歴>

- | | |
|------------------|--|
| 平成 24 年 3 月 12 日 | 決議事項の第 2 項に定款に基づく事項である旨を追加した。
決議事項の第 6 項、第 12 項、第 13 項、第 14 項、第 15 項を法律に基づき追加し、追加に伴い、その他の項番号の修正を行った。
(平成 24 年 3 月 12 日理事会承認) |
| 平成 28 年 9 月 1 日 | 決議事項の第 14 項の「重要な使用人」について事務局長が重要な使用人であることを明確化した。
(平成 28 年 9 月 1 日理事会承認) |

令和5年1月18日

理事会規程3条1項に基づき、従来の「別紙 理事会付議事項」を「別紙 理事会決議事項」に変更した。

(6) (16) (17) (21) (23) (27) (28) (40) 重要事項につき新規追加した。

(8) 一般法人法第84条・第92条・第197条に則り新規追加した。

(24) Vリーグ機構規約第75条の見直しにより新規追加した。

(36) Vリーグ機構規に記載はあるが本規程にも追加した。

社員総会による決定に先立ち、理事会の審議を経る事項を2.(1)～(8)に新規追加した。

(25) (26) (30) (32) (33) 重要事項につき「常務会決議」から「理事会決議」変更した。

(29) (31) (34) (35) 重要事項につき「運営会議の発議に基づき常務会決議」から「理事会決議」に変更した。

(37) (38) (39) 「Vリーグ機構決議」から「理事会決議」に変更した。

(7) 「2.(4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計画書）の承認」の追加に伴い、重複（貸借対照表、損益計算書）を削除し、さらに「計算書類の附属明細書、財産目録」を追加した。

(14) (15) 基準額を追加した。

(22) 運営会議規程条項番号を追加した。